



2024年1月10日

各 位

会 社 名 株式会社ビジョナリーホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 松本 大輔
(コード：9263 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先
役職・氏名 財務部部长 直江 公輔
電 話 03-6453-6644 (代表)

株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2023年12月12日付「株式の併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2024年1月28日までの間、整理銘柄に指定された後、2024年1月29日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合比率
当社株式 6,060,401 株を 1 株に併合いたします。

③ 本株式併合がその効力を生ずる日（効力発生日）
2024年1月31日

④ 減少する発行済株式総数
36,362,404 株

(注) 2023年12月12日付の当社プレスリリース「自己株式の消却に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、2023年12月12日付の取締役会決議において、本臨時株主総会において本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件として2024年1月30日付で自己株式（1,569,005株）を消却することを決定しておりますので、「減少する発行済株式総

数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数
6株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
24株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(i) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、Horus株式会社（以下「公開買付者」といいます。）以外の株主の皆様
の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合をすること
により株式の数の1株に満たない端数が生じるときは、会社法（平成17年法律第86号。その
後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第235条その他の関係法令の定める手
続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数
は切り捨てられます。）に相当する当社株式（以下「端数相当株式」といいます。）を売却
し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当
該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者のみとし、当社株式を非
公開化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行わ
れるものであること、当社株式が、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経
て上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が
現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条
第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定してい
ます。この場合の売却価格は、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株
式併合の効力発生日である2024年1月31日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録
された株主の皆様
の所有する当社株式の数の、本取引の一環として行われた当社株式に対す
る公開買付けにおける当社株式の1株当たりの買付け等の価格と同額である200円を乗じた
金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、
裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付
される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(ii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称
株式会社ビジョナリーホールディングス

(iii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための
資金を確保する方法及び当該方法の相当性

当社は、当社が有する現預金及び公開買付者からの借入金（以下「本借入金」といいます。）
により端数相当株式の売却に係る代金の支払いのための資金に相当する額を調達することを
予定しており、公開買付者は、本借入金に係る資金を、株式会社みずほ銀行及び株式会社り
そな銀行からの借入れ（以下「本買収ローン」といいます。）により賄うことを予定してい
るとのことです。当社は、公開買付者に対して、公開買付者が両行より本買収ローンに関す
る融資証明書を取得していることを確認しております。また、当社において、端数相当株式
の売却代金の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後、発生する可能性も認識して
おりません。したがって、当社は、端数相当株式の売却代金の支払のための資金を確保する
方法は相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2024年2月中旬から下旬を目処に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条
第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所に対して、端数相当株式を当社が取得することに

ついて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2024年3月中旬から下旬を目途に、当該当社株式を取得し、その後、当社株式の取得代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2024年4月中旬から5月上旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、端数相当株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日である2024年1月31日の前日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

- ① 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は24株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ② 本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は6株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第6条（単元株式数）、第7条（単元未満株式についての権利）及び第8条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。
- ③ 本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決された場合、本株式併合の実施に伴って、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款15条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2024年1月10日（水曜日）
② 整理銘柄指定日	2024年1月10日（水曜日）
③ 当社株式の最終売買日	2024年1月26日（金曜日）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2024年1月29日（月曜日）（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	2024年1月31日（水曜日）（予定）

以 上